規則番号	規	則	名	所	Î	管	2	名	公	布	年	月	日
規則第62号		当防団員等公務災害 『を改正する規則	手補償条例施	消	坊団	活躍	推進	宦室		令和 4	1年7月	月1日	
規則第63号		込身障害者医療費支 ≥改正する規則	区給条例施行	年	金	医	療	課		令和4	1年8月	月1日	
規則第64号		壬婦健康診査費及て 対に関する条例施行 則		年	金	医	療	課		令和4	1年8月	月1日	
規則第65号		かとり親家庭等医療 一部を改正する規則		年	金	医	療	課		令和4	1年8月	月1日	
規則第66号	さいたま市立る規則	立病院管理規則の-	一部を改正す	医		事		課		令和4	1年8月	月8日	
規則第67号	さいたま市がの一部を改正	対課後児童クラブ第 Eする規則	《例施行規則	青	少。	年 育	「成	課	×	令和4	年8月	15日	
規則第68号	域型保育事業	寺定教育・保育施認 巻に関する利用者負 見則の一部を改正す	担額を定め	保		育		課		令和4	1年9月	月6日	
規則第69号		長期優良住宅の普及 庁細則の一部を改正	– –	住	宅	政	策	課	,	令和4	年9月	13日	
規則第70号	さいたま市職を改正する規	戰員互助会条例施行 則	万規則の一部	職		員		課		令和4	年9月	26日	
規則第71号		戦員の勤務時間、依 利施行規則の一部を		人		事		課	,	令和4	年9月	29日	
規則第72号		会計年度任用職員の ける規則の一部を改		人		事		課	,	令和4	年9月	29日	
規則第73号		戦員の育児休業等は 一部を改正する規則		人		事		課	,	令和4	年9月	29日	
規則第74号		会計年度任用職員の ける条例施行規則の		職		員		課	,	令和4	年9月	29日	
規則第75号		戦員の期末手当及で シー部を改正する規		職		員		課	,	 令和4	年9月	29日	
規則第76号	さいたま市] 一部を改正	国民健康保険条例 する規則	施行規則の	国	民傾	基康任	呆険	課	,	令和4	年9月	29日	

さいたま市規則第62号

さいたま市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則 さいたま市消防団員等公務災害補償条例施行規則(平成13年さいたま市規則第2 50号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(3) 以正後部分の今行任することは、ヨ	
改正後	改正前
様式第10号(第18条関係)(裏)	様式第10号(第18条関係)(裏)
注 意 事 項	注 意 事 項
1~3 [略]	1~3 [略]
4 この補償を受ける権利は、譲り渡したり、	4 この補償を受ける権利は、譲り渡したり、
担保に供することはできません。また、差	担保に供することはできません。また、差
押えを受けることもありません。	押えを受けることもありません。 <u>ただし、</u>
	消防団員における傷病補償又は年金である
	障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を
	株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開
	発金融公庫に担保に供する場合は、この限
	<u>りではありません。</u>
5~7 [略]	5~7 [略]
[略]	[略]

附則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第63号

さいたま市心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則 さいたま市心身障害者医療費支給条例施行規則(平成13年さいたま市規則第11 2号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

	改	E後		改正前			
梎	養式第3号(第4条関係)		様	様式第3号(第4条関係)			
		表)				(表)	
	さいたま市心身障害	害者医療費受給資格	各証		心身障	章害者医療費受給資格	各証
	[略]				[略]		
	現物給付 対象医療機関 現物給付 限度額	一 さいたま市長	印		発行機関名	さいたま市長	印
	[略]	裏)			[略]	(裏)	

附則

さいたま市規則第64号

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例施行規則 の一部を改正する規則

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例施行規則(平成20年さいたま市規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

¬/.	_	_	1.50
$\neg \sigma$	11	_	14

(受給資格を有する期間)

第10条 「略]

- 2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が次の各 号のいずれかに該当するときは、当該各号に定め る日から受給資格を有していたものとみなす。
 - (1) [略]
 - (2) 条例第7条第3項又は第4項の規定により市 長が受給対象者として登録したとき 登録した 日
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、災害その他やむを得ない理由により登録申請ができなかった場合において、その理由がやんだ日から1年以内に登録申請をしたときやむを得ない理由により登録申請ができなくなった日

<u>(条例第7条第3項及び第4項に規定する規則で</u> 定める場合)

- 第10条の2 条例第7条第3項に規定する規則で 定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 乳幼児・児童が条例第2条第2号ウに掲げる 者に該当したことにより受給資格者が条例による子育で支援医療費助成金の支給を受けることができなくなった後、当該乳幼児・児童がさいたま市心身障害者医療費支給条例(平成13年さいたま市条例第168号)による受給資格を喪失し、かつ、当該乳幼児・児童を現に監護している者が条例第2条第3号に掲げる保護者の要件を満たすと認められる場合
 - (2) 乳幼児・児童が条例第2条第2号ウに掲げる

改正前

(受給資格を有する期間)

第10条 「略]

- 2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が次の各 号のいずれかに該当するときは、当該各号に定め る日から受給資格を有していたものとみなす。
 - (1) [略]
 - (2) 前号に掲げるもののほか、災害その他やむを 得ない理由により登録申請ができなかった場合 において、その理由がやんだ日から1年以内に 登録申請をしたとき やむを得ない理由により 登録申請ができなくなった日

者に該当したことにより受給資格者が条例によ る子育て支援医療費助成金の支給を受けること ができなくなった後、当該乳幼児・児童がさい たま市心身障害者医療費支給条例第4条第4項 の規定により医療費助成金の支給を受けること ができなくなり、かつ、当該乳幼児・児童を現 に監護している者が条例第2条第3号に掲げる 保護者の要件を満たすと認められる場合

- (3) 乳幼児・児童が条例第2条第2号ウに掲げる 者に該当したことにより受給資格者が条例によ る子育て支援医療費助成金の支給を受けること ができなくなった後、当該乳幼児・児童がさい たま市心身障害者医療費支給条例第4条第5項 の規定により医療費助成金の支給を受けること ができなくなり、かつ、当該乳幼児・児童を現 に監護している者が条例第2条第3号に掲げる 保護者の要件を満たすと認められる場合
- 2 条例第7条第4項に規定する規則で定める場合 は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 乳幼児・児童が条例第2条第2号エに掲げる 者に該当したことにより条例による子育て支援 医療費助成金の支給を受けることができなくな った保護者が、さいたま市ひとり親家庭等医療 費支給条例(平成13年さいたま市条例第18 0号)による受給資格を喪失し、かつ、条例第 2条第3号に掲げる保護者の要件を満たすと認 められる場合
 - (2) 乳幼児・児童が条例第2条第2号エに掲げる 者に該当したことにより条例による子育て支援 医療費助成金の支給を受けることができなくな った保護者が、さいたま市ひとり親家庭等医療 費支給条例第4条第1項の規定によりひとり親 家庭等医療費の支給を受けることができなくな り、かつ、条例第2条第3号に掲げる保護者の 要件を満たすと認められる場合

(受給資格証の交付等)

- 第11条 市長は、条例第7条第5項の規定により√第11条 市長は、条例第7条第3項の規定により 受給資格者に対し、第10条に規定する期間にお いて有効な子育て支援医療費受給資格証(様式第 7号)を交付するものとする。
- 2 「略]

様式第7号(第11条関係)

(表)

さいたま市	子育て支	援医療費受給資格	証
[略]			
現物給付			
対象医療機関			

(受給資格証の交付等)

- 受給資格者に対し、前条に規定する期間において 有効な子育て支援医療費受給資格証(様式第7号)を交付するものとする。
- 2 「略]

様式第7号(第11条関係)

子育て	支援医療費受給資格	子証

「略]

現物給付 限度額	さいたま市長	印		さいた	ま市長	印
(裏))			(裏)		
[略]			[略]			

附 則

さいたま市規則第65号

さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則 さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則(平成13年さいたま市規則第 123号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

(所得の範囲)

- 第11条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲 は、申請日の前年の所得(1月から6月までに申 請するものについては、前々年の所得。条例第9 条第2項の規定により届出をする場合は、届出を した日の属する年の前年の所得。以下同じ。)の うち、次に掲げる所得とする。
 - (1) 「略]
 - (2) 条例第4条第1項第1号に規定するひとり親 等(以下この条及び第13条において「ひとり 親等」という。) が母であるときの当該母がそ の監護する児童の父から当該児童の養育に必要 な費用の支払として受ける金品その他の経済的 な利益(当該児童の世話その他の役務の提供を 内容とするものを除く。) に係る所得(以下「 養育費所得」という。)
 - (3) 「略]

2 [略]

(条例第4条第2項の規則で定める特例)

第13条 「略]

- 2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に 係るひとり親家庭等医療費が支給された場合にお いて、次の各号に該当するときは、その支給を受 けた者は、それぞれ当該各号に規定するひとり親 家庭等医療費で同項に規定する期間に係るものに 相当する金額を市長に返還しなければならない。
 - (1) 当該被災者(ひとり親等(次号に規定する養 育者を除く。) に限る。以下この号において同 じ。) の当該損害を受けた年の所得が、当該被 災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等

(所得の範囲)

- 第11条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲 は、申請日の前年の所得(1月から6月までに申 請するものについては、前々年の所得。条例第9 条第2項の規定により届出をする場合は、届出を した日の属する年の前年の所得。以下同じ。)の うち、次に掲げる所得とする。
 - (1) 「略]
 - (2) 条例第4条第1項第1号に規定するひとり親 等(以下この条において「ひとり親等」という。) が母であるときの当該母がその監護する児童 の父から当該児童の養育に必要な費用の支払と して受ける金品その他の経済的な利益(当該児 童の世話その他の役務の提供を内容とするもの を除く。)に係る所得(以下「養育費所得」と いう。)
 - (3) 「略]
- 2 [略]

(条例第4条第2項の規則で定める特例)

第13条 「略]

- 2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に 係るひとり親家庭等医療費が支給された場合にお いて、次の各号に該当するときは、その支給を受 けた者は、それぞれ当該各号に規定するひとり親 等医療費で同項に規定する期間に係るものに相当 する金額を市長に返還しなければならない。
 - (1) 当該被災者(ひとり親家庭等の父又は母に限 る。以下この号において同じ。) の当該損害を 受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及 び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被

でない児童で当該被災者がその年の12月31 日において生計を維持したものの有無及び数に 応じて、別表第1で定める額以上であるとき 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療

- (2) 当該被災者(第10条第1項各号に掲げる児 童の養育者に限る。以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者 の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でな い児童で当該被災者がその年の12月31日に おいて生計を維持したものの有無及び数に応じ て、別表第2で定める額以上であるとき 当該 被災により支給されたひとり親家庭等医療費
- (3) 「略]

(受給資格証の交付申請)

第14条 [略]

「略]

- 3 市長は、条例第5条第2項の規定により受給対 象者と認めたときは、ひとり親家庭等医療費受給 資格証交付申請書(現況届)兼受給資格者台帳に 記載して、同条第4項の規定により、同項に規定 する受給資格者(以下「受給資格者」という。) に対し、ひとり親家庭等医療費受給資格証(様式 第4号。以下「受給資格証」という。)を交付す るものとする。
- 4 条例第5条第3項に規定する規則で定める場合 は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 条例第3条第2項第5号に掲げる者に該当し たことにより対象者でなくなったものが、さい たま市心身障害者医療費支給条例(平成13年 さいたま市条例第168号) による受給資格を 喪失し、再び対象者の要件を満たすと認める場
 - (2) 条例第3条第2項第5号に掲げる者に該当し たことにより対象者でなくなったものが、さい たま市心身障害者医療費支給条例第4条第4項 の規定により医療費助成金の支給を受けること ができなくなり、再び対象者の要件を満たすと 認める場合
 - (3) 条例第3条第2項第5号に掲げる者に該当し たことにより対象者でなくなったものが、さい たま市心身障害者医療費支給条例第4条第5項 の規定により医療費助成金の支給を受けること ができなくなり、再び対象者の要件を満たすと 認める場合
- 5 「略]
- <u>6</u> 市長は、条例<u>第5条第5項</u>の規定により受給対 <u>5</u> 市長は、条例<u>第5条第4項</u>の規定により受給対

災者がその年の12月31日において生計を維 持したものの有無及び数に応じて、別表第1で 定める額以上であるとき 当該被災により支給 されたひとり親家庭等医療費

- (2) 当該被災者(条例第2条第3項に規定する養 育者に限る。以下この号において同じ。) の当 該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養 親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童 で当該被災者がその年の12月31日において 生計を維持したものの有無及び数に応じて、別 表第2で定める額以上であるとき 当該被災に より支給されたひとり親家庭等医療費
- (3) 「略]

(受給資格証の交付申請)

第14条 [略]

「略]

3 市長は、条例第5条第2項の規定により受給対 象者と認めたときは、ひとり親家庭等医療費受給 資格証交付申請書(現況届)兼受給資格者台帳に 記載して、同条第3項の規定により、同項に規定 する受給資格者(以下「受給資格者」という。) に対し、ひとり親家庭等医療費受給資格証(様式 第4号。以下「受給資格証」という。)を交付す るものとする。

「略]

象者としないことを決定したときは、ひとり親家 ■ 象者としないことを決定したときは、ひとり親家

庭等医療費受給資格証交付申請却下通知書(様式 第6号)により通知するものとする。

(受給資格証の有効期間等)

第15条 「略]

2 「略]

- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか に該当するときは、当該各号に定める日を申請日 とみなす。
 - (1) · (2) 「略]
 - (3) 条例第5条第3項の規定により市長が受給対 象者として登録したとき 登録した日
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、対象者が災害そ の他やむを得ない理由により条例第5条第1項 の申請をすることができなかった場合において、 当該理由がやんだ後15日以内にその交付申請 をしたとき 当該理由により当該交付申請をす ることができなくなった日

(届出義務)

- 第20条 条例第9条第1項に規定する規則で定め 第20条 る事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 条例第5条第1項の規定により申請した事項
 - (2) 受給対象者の障害の程度(当該障害の程度が さいたま市心身障害者医療費支給条例第2条第 1項各号に掲げる者と同程度の場合に限る。) に関する事項
- 2 条例第9条第1項に規定する届出は、ひとり親 家庭等医療費受給資格者変更(消滅)届(様式第 11号) に受給資格証を添付して行わなければな らない。ただし、異動する事項が前項第2号に掲 げる事項のみである場合は、この限りでない。
- 3 [略]

(受給資格証の更新、支給停止の通知等)

- 第21条 市長は、前条の規定により届出を受理し た場合(前条第3項ただし書の規定により届出を 省略した場合を含む。) において、条例第4条第 1項の規定に該当しないと決定したときは、受給 資格証を交付し、同条の規定により対象者としな いと決定したときは支給停止通知書により通知す るものとする。
- 2 「略]

庭等医療費受給資格証交付申請却下通知書(様式 第6号)により通知するものとする。

(受給資格証の有効期間等)

第15条 「略]

- [略]
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか に該当するときは、当該各号に定める日を申請日 とみなす。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、対象者が災害そ の他やむを得ない理由により条例第5条第1項 の申請をすることができなかった場合において 当該理由がやんだ後15日以内にその交付申請 をしたとき 当該理由により当該交付申請をす ることができなくなった日

(届出義務)

条例第9条第1項に規定する届出は、ひとり親 家庭等医療費受給資格者変更(消滅)届(様式第 11号) に受給資格証を添付して行わなければな らない。

2 [略]

(受給資格証の更新、支給停止の通知等)

- 第21条 市長は、前条の規定により届出を受理し た場合(前条第2項ただし書の規定により届出を 省略した場合を含む。)において、条例第4条第 1項の規定に該当しないと決定したときは、受給 資格証を交付し、同条の規定により対象者としな いと決定したときは支給停止通知書により通知す るものとする。
- 2 [略]

様式第4号(表)を次のように改める。

様式第4号(第14条関係)(表)

さいたま市ひとり親家庭等医療費受給資格証

公費負	担者番号						
受給資	資格者番号						
申請者	住所						
	氏名	さいたま市長					
受給	氏名						
対象者	生年月日						
有多	効期間						
交尓	· 计年月日						
現物給付対象医療機							
現物給(限度額			;	さいた	ま市長	<u> </u>	印

附 則

さいたま市規則第66号

さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立病院管理規則(平成13年さいたま市規則第145号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第2(第13条関係)	別表第2(第13条関係)
[略]	[略]
厚生労働省告示第2条第4号 7,00	<u>00円</u> 厚生労働省告示第2条第4号 <u>5,000円</u>
に規定する初診のうち、医師	に規定する初診のうち、医師
である保険医による初診	である保険医による初診
厚生労働省告示第2条第4号 5,00	<u>00円</u> 厚生労働省告示第2条第4号 <u>3,000円</u>
に規定する初診のうち、歯科	に規定する初診のうち、歯科
医師である保険医による初診	医師である保険医による初診
厚生労働省告示第2条第5号 3,00	<u>□○円</u> 厚生労働省告示第2条第5号 <u>2,500円</u>
に規定する再診のうち、医師	に規定する再診のうち、医師
である保険医による再診	である保険医による再診
厚生労働省告示第2条第5号 1,90	<u> 厚生労働省告示第2条第5号</u> <u>1,500円</u>
に規定する再診のうち、歯科	に規定する再診のうち、歯科
医師である保険医による再診	医師である保険医による再診
[略]	[略]
備考 [略]	

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のさいたま市立病院管理規則別表第2の規定は、この規則 の施行の日以後の受診に係る使用料について適用し、同日前の受診に係る使用料に ついては、なお従前の例による。

さいたま市規則第67号

「略]

(宛先) さいたま市長

証 明

書

月

日

さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則(平成13年さいたま市規則第121号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前 (入室の手続) (入室の手続) 第2条 条例第1条に規定するクラブ(以下「クラ 第2条 条例第1条に規定するクラブ(以下「クラ ブ」という。) へ入室しようとするときは、当該 ブ」という。) へ入室しようとするときは、当該 児童の保護者(条例第6条に規定する保護者をい 児童の保護者(条例第6条に規定する保護者をい う。以下同じ。) において、放課後児童クラブ入 う。以下同じ。) において、放課後児童クラブ入 室申込書(様式第1号)に次の書類を添付して市 室申込書(様式第1号)に次の書類を添付して市 長に申し込まなければならない。 長に申し込まなければならない。 (1) 「略] (1) 「略] (2) 家庭状況調書(様式第3号) (2) 家族状況調書(様式第3号) (3) • (4) 「略] (3) • (4) 「略] 2 「略] 2 「略] 様式第1号(第2条関係) 様式第1号(第2条関係) 「略] 「略] 放課後児童クラブ入室申込書 放課後児童クラブ入室申込書 「略] 「略] 「略] 「略] 入室を 1 就労 2 求職活動 3 就学 入室を 希望す 4 出産 5 病気/障害/看護・介 希望す 6 災害 る理由|護 7 その他(る理由 「略] 「略] 「略] 「略] 様式第2号(第2条関係) 様式第2号(第2条関係) 「略] 「略]

「略]

勤務証明

日

月

(宛先) さいたま市長

□勤務している	□勤務している
下記のとおり、 ことを	次のとおり、 ことを
□採用予定である	□採用予定である
証明します。	証明します。
所在地 事業者 会社名(店名) 代表者氏名 電話番号 () (記入担当部署 記入者名) 連絡先 ()) [略]	所在地 事業者 会社名(店名) 代表者氏名 印 電話番号 ()

様式第3号(その1)を次のように改める。

家庭状況調書

フリガナ		申込児童	生年月	B		田木の422		
児童の保護者・	同居者の氏名	との続柄	(入室希望日現	在の年齢)		現在の状況		
			T · S · H · R		_ \	1 就労 2 求職活動 3 就学()	
			年 月 日	(题)	4 出産 5 病気/障害/看護・介護 6 災害 7 その他()	
			T·S·H·R	/ 4	E١	1 就労 2 求職活動 3 就学()	
			年 月 日	(轰)	4 出産 5 病気/障害/看護・介護 6 災害 7 その他()	
			T·S·H·R	(<u>4</u>	轰)	1 就労 2 求職活動 3 就学(4 出産 5 病気/障害/看護・介護 6 災害)	
			年 月 日	(支ノ	7その他()	
			$T \cdot S \cdot H \cdot R$	(<u>4</u>	轰)	1 就労 2 求職活動 3 就学(4 出産 5 病気/障害/看護・介護 6 災害)	
			年 月 日	(支ノ	7その他()	
			$T \cdot S \cdot H \cdot R$	<i>(</i> #	轰)	1 就労 2 求職活動 3 就学(4 出産 5 病気/障害/看護・介護 6 災害)	
			年 月 日	(义 /	7その他()	
			$T \cdot S \cdot H \cdot R$	(歳	轰)	1 就労 2 求職活動 3 就学(4 出産 5 病気/障害/看護・介護 6 災害)	
			年 月 日	小	 汉	7 その他()	
			$T \cdot S \cdot H \cdot R$	(歳	轰)	1 就労 2 求職活動 3 就学(4 出産 5 病気/障害/看護・介護 6 災害)	
			年 月 日	, in	x /	7その他()	
	○職場から	自宅まで						
	父 _		分					
	【交通引	手段: 車	・ 電車 ・ バス ・	バイク・	自転	重 ・ 徒歩 ・その他()]	
	.Ω	n± 88	\wedge					
	母時間分 【交通手段: 車 · 電車 · バス · バイク · 自転車 · 徒歩 · その他(
お迎えに	その他お	迎え者						
かかる	_	時間_	分					
所要時間	【交通引	-段: 車	・ 電車 ・ バス ・	バイク・	自転	車 ・ 徒歩 ・その他()]	
	○白字から	カラブ士っ	ক					
	│ ○自宅からクラブまで │							
	【交通引	-段: 車	 · 電車 · バス ·	バイク・	自転	車 ・ 徒歩 ・その他()]	
 お迎え者								
氏名						【児童との続柄:]	

	壮	犬 況	同居・兄	引居中	・離婚	・未婚	・調停ロ	中・死亡・そ	:の他()
父親	耶	哉 業	会社員	・公務	員・パ-	-	学生・そ	その他()
父親について		勤務先 名称					勤務		号	()	
	勤剂	務時間等	(月~s		時 時	分 分			分 分			
	壮	犬 況	同居・兄	引居中	・離婚	・未婚	・調停ロ	中・死亡・そ	の他()
	耶	哉 業	会社員	・公務	員・パ-	-	学生・	その他()
母親につい		勤務先 名称					勤務所在		号	()	
て	勤務時間等		(月~s) (土曜日		時 時	分 分	~ ~		分 分			
	Ļ	出産	出産予算		•	•	病					
			氏名				続	柄	病名			
	族が	者又は 病気の	病院名				入	院の期間			~ .	
	場合		入室希 望理由									
				氏	名		年齢		北	犬 況		
		祖						同居・別居		その他()
	父	父	住所			電話			職業 有・無		勤務先	
				氏	名		年齢		<u> </u>	L 大 況		
	方	祖						同居・別居	・死亡・	その他()
衵		母	住所			■■■			職業		勤務先	
祖父母に				<u> </u>	 名	電話	 年齢		有・無 ポ ポ	<u> </u>		
につい		祖						同居・別居	-	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·)
て	母	父	住所					<u> </u>	職業		勤務先	
			12771	<u> </u> 氏	 名	電話	 年齢		有・無	<u> </u>		
	方	祖			П		ТЩР	同居・別居	-	·)
		母	住所			電話			職業 有・無		勤務先	
	Fī	司居の場合	———— 	1 京	就労 2	求職	 活動	3 就学 4	出産			
		を希望する		5 掮		害/看	護·介語	養 6 災害	7 その)他()
緊	急	氏名		続	.柄	電話者	番号		携帯電	話		
連約	各先	先 氏名			柄	電話者	番号		携帯電	話		

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市放課後児童クラブ条 例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用すること ができる。 さいたま市規則第68号

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額 を定める条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則(平成27年さいたま市規則第70号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(利用者負担額徵収職員)

- 第9条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により、<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第7項及び第8項並びに</u>法附則第6条第7項の規定による利用者負担額の滞納処分のための質問、検査又は捜索(以下「捜索等」という。)に関する権限を委任することができる。
- 2·3 [略]

別表第1(第2条関係)

[略]

備考

1 • 2 [略]

3 「養育里親等」とは、児童福祉法第6条の3 第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を 行う者、同法第6条の4第1号に規定する養育 里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉 施設(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施 設及び児童自立支援施設に限る。)の長をいう。

別表第2(第2条関係)

「略]

備考

1~10 [略]

11 市町村民税の申告を行わないこと等により

改正前

(利用者負担額徵収職員)

第9条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により、<u>地方自治法第231条の3第3項及び</u>法附則第6条第7項の規定による利用者負担額の滞納処分のための質問、検査又は捜索(以下「捜索等」という。)に関する権限を委任することができる。

2·3 [略]

別表第1(第2条関係)

[略]

備考

1 • 2 「略]

3 「養育里親等」とは、児童福祉法<u>(昭和22</u> <u>年法律第164号)</u>第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第1号に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)の長をいう。

別表第2(第2条関係)

「略〕

備考

1~10 [略]

市町村民税の額が不明な場合は、第11階層 に属するものと推定し、利用者負担額を定め る。

別記様式(第9条関係)

(表)

[略]

(裏)

1 本証は、<u>児童福祉法第56条第7項及び</u> 第8項並びに子ども・子育て支援法附則第 6条第7項の規定による利用者負担額の滞 納処分のための質問、検査又は捜索に関す る事務を行う場合には、必ず携帯しなけれ ばならない。

 $2 \sim 4$ 「略]

別記様式(第9条関係)

(表)

[略]

(裏)

1 本証は、地方自治法第231条の3第3 項及び子ども・子育て支援法附則第6条第 7項の規定による利用者負担額の滞納処分 のための質問、検査又は捜索に関する事務 を行う場合には、必ず携帯しなければなら ない。

 $2 \sim 4$ [略]

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のさいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 に関する利用者負担額を定める条例施行規則別表第2の規定は、この規則の施行の 日以後に行われる子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1 項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、 同項第3号に規定する特別利用教育、同法第29条第1項に規定する特定地域型保 育、同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育、同項第3号に規定 する特定利用地域型保育及び同項第4号に規定する特例保育(以下この項において 「特定教育・保育等」という。)に係る利用者負担額について適用し、同日前に行 われた特定教育・保育等に係る利用者負担額については、なお従前の例による。 さいたま市規則第69号

さいたま市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する 規則

さいたま市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年さいたま市規則第76号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

步正後

(市長が必要と認める図書等)

- 第2条 省令第2条第1項に規定する市長が必要と 認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応 じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1)~(4) 「略]
 - (5) 法第5条第1項から<u>第7項</u>までの規定による 認定の申請(以下「認定申請」という。)に係 る住宅の構造及び設備について、長期使用構造 等とするための措置及び維持保全の方法の基準 (平成21年国土交通省告示第209号)第3 に定める基準を満たすこととなる措置が講じられていない場合 品確法施行規則第80条第1 項の特別評価方法認定書の写し又は品確法施行規則第83条第1項の証明書と同等の内容を有 する書類の写し

 $(6)\sim(9)$ [略]

2 「略]

(市長が不要と認める図書)

- 第3条 省令第2条第3項に規定する市長が不要と 認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応 じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 一の建築物において、同時に2以上の認定申請(法第5条第1項から第3項まで<u>及び第6項</u>の規定による認定の申請に限る。)又は変更の認定申請(法第8条第2項において準用する法第5条第1項から第3項まで<u>及び第6項</u>の規定による変更の認定申請をいう。)を行う場合で

改正前

(市長が必要と認める図書等)

第2条 省令第2条第1項に規定する市長が必要と 認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応 じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)~(4) 「略]

- (5) 法第5条第1項から<u>第5項</u>までの規定による 認定の申請(以下「認定申請」という。)に係 る住宅の構造及び設備について、長期使用構造 等とするための措置及び維持保全の方法の基準 (平成21年国土交通省告示第209号)第3 に定める基準を満たすこととなる措置が講じられていない場合 品確法施行規則第80条第1 項の特別評価方法認定書の写し又は品確法施行規則第83条第1項の証明書と同等の内容を有 する書類の写し
- (6)~(9) [略]
- 2 [略]

(市長が不要と認める図書)

- 第3条 省令第2条第3項に規定する市長が不要と 認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応 じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 一の建築物において、同時に2以上の認定申請(法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に限る。)又は変更の認定申請(法第8条第2項において準用する法第5条第1項から第3項までの規定による変更の認定申請をいう。)を行う場合であって、省令第2条第

あって、省令第2条第1項に掲げる図書のうち 共用部分に係るものを同時に申請するいずれか の申請書に添付したとき 当該共用部分に係る 図書

(4) [略]

(居住環境の維持及び向上への配慮に係る事項)

- 第4条 法第6条第1項第3号に規定する地域における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準は、次に掲げるものとする。
 - (1) 認定申請に係る建築物を都市計画法第4条第9項の地区計画等の区域のうち、都市計画法第12条の5第2項第1号の地区整備計画が定められている区域において建築しようとする場合又は当該建築物が当該区域に現に存する場合にあっては、当該建築物が同条第7項の規定により定められた事項(同項第2号に係るものに限る。)に適合していること。
 - (2) <u>認定申請に係る建築物を景観法</u>第8条第1項 の景観計画の区域において建築しようとする場 合<u>又は当該建築物が当該区域に現に存する場合</u> にあっては、当該建築物が同条第4項第2号の 規定により定められた制限に適合していること。
 - (3) 認定申請に係る建築物を<u>次に掲げる</u>区域において建築しないこと<u>又は当該建築物が当該区域に現に存しないこと</u>。ただし、<u>当該建築物</u>が区域の設定した目的を達成するためのものである場合は、この限りでない。

ア~ウ 「略]

(4) 「略]

(自然災害による被害の発生の防止又は軽減への 配慮に係る事項)

第5条 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準は、認定申請に係る建築物を次に掲げる区域において建築しようとするものではないこととは当該建築物が当該区域に現に存しないこととする。ただし、当該区域の廃止若しくは指定の解除が決定している場合又は短期間で当該区域の廃止若しくは指定の解除が確実と見込まれる場合は、この限りでない。

(1)~(3) 「略]

(申請の取下げ)

第6条 認定申請、変更の認定申請(法第8条第2 項において準用する法第5条第1項から<u>第7項</u>ま での規定による変更の認定申請をいう。)又は法 第10条の承認の申請を取り下げようとする者は、 1項に掲げる図書のうち共用部分に係るものを 同時に申請するいずれかの申請書に添付したと き 当該共用部分に係る図書

(4) [略]

(居住環境の維持及び向上への配慮に係る事項)

- 第4条 法第6条第1項第3号に規定する地域における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) <u>都市計画法</u>第4条第9項の地区計画等の区域 のうち、都市計画法第12条の5第2項第1号 の地区整備計画が定められている区域において 建築しようとする場合にあっては、当該建築物 が同条第7項の規定により定められた事項(同 項第2号に係るものに限る。)に適合している こと。
 - (2) <u>景観法</u>第8条第1項の景観計画の区域において建築しようとする場合にあっては、当該建築物が同条第4項第2号の規定により定められた制限に適合していること。
 - (3) 認定申請に係る建築物を<u>次の</u>区域において建築しないこと。ただし、<u>建築物の建築</u>が区域の設定した目的を達成するためのものである場合は、この限りでない。

ア~ウ 「略]

(4) 「略]

(自然災害による被害の発生の防止又は軽減への 配慮に係る事項)

第5条 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準は、認定申請に係る建築物を次に掲げる区域において建築しようとするものではないこととする。ただし、当該区域の廃止若しくは指定の解除が決定している場合又は短期間で当該区域の廃止若しくは指定の解除が確実と見込まれる場合は、この限りでない。

 $(1)\sim(3)$ 「略]

(申請の取下げ)

第6条 認定申請、変更の認定申請(法第8条第2 項において準用する法第5条第1項から<u>第5項</u>ま での規定による変更の認定申請をいう。)又は法 第10条の承認の申請を取り下げようとする者は、 長期優良住宅認定申請取下届(様式第1号)の正 本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 「略]

(取りやめる旨の申出)

第9条 法第14条第1項第2号の規定による申出 | 第9条 法第14条第1項第2号の規定による申出 をしようとする認定計画実施者は、取りやめる旨 の届出書(様式第4号)の正本及び副本に省令第 6条の認定通知書(法第8条第1項の規定による 変更の認定(以下「変更認定」という。)を受け た者は省令第9条の変更認定通知書)を添えて市 長に届け出なければならない。

様式第1号(第6条関係)

長期優良住宅認定申請取下届

「略〕

1 受付番号 第 号

2·3 「略]

4 [略]

「略]

「略

備考 「略〕

様式第2号(第7条関係)

認定しない旨の通知書

「略]

 $1 \sim 3$ 「略]

4 [略]

(教示)

「略]

様式第3号(第8条関係)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が 完了した旨の報告書

「略]

 $1 \sim 5$ 「略]

6 認定長期優良住宅建築等計画により住宅の建 築が完了したことを確認した建築士(工事施工 者)

【資格】(級)建築士()登録第号

【住 所】

【氏 名】

長期優良住宅認定申請取下届(様式第1号)の正 本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 「略]

(取りやめる旨の申出)

をしようとする認定計画実施者は、認定長期優良 住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全 を取りやめる旨の届出書(様式第4号)の正本及 び副本に省令第6条の認定通知書(法第8条第1 項の規定による変更の認定(以下「変更認定」と いう。)を受けた者は省令第9条の変更認定通知 書)を添えて市長に届け出なければならない。

様式第1号(第6条関係)

長期優良住宅認定申請取下届

「略]

1 長期優良住宅建築等計画認定申請受付番号

号 第

2 · 3 「略]

4 工事種別 新築・増築・改築

5 [略]

「略]

備考 「略〕

「略〕

様式第2号(第7条関係)

認定しない旨の通知書

「略]

1~3 「略]

4 工事種別 新築・増築・改築

5 [略]

(教示)

「略]

様式第3号(第8条関係)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が 完了した旨の報告書

「略]

 $1 \sim 5$ 「略]

6 認定長期優良住宅建築等計画により住宅の建 築が完了したことを確認した建築士等

【資格】(級)建築士()登録第号

【住所】

【氏 名】

【建築士事務所名】(級)建築士事務所(

) 知事登録第 号

名 称

7 工事完了日 年 月 日 備考 「略]

様式第4号(第9条関係)

取りやめる旨の届出書

認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住 宅維持保全計画に基づく住宅の建築又は維持保全を 取りやめたいので、さいたま市長期優良住宅の普及 の促進に関する法律施行細則第9条の規定により届 け出ます。

1 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維 持保全計画の(変更)認定番号

> 叧 第

2 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維 持保全計画の(変更)認定年月日

> 年 月 H

3 · 4 「略]

「略〕 5 備考 「略〕

様式第5号(その1) (第10条関係) 認定を取り消す旨の通知書

「略]

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条 第1項第1号又は第3号の規定により、次の認定長 | 第1項第1号又は第3号の規定により、次の建築物 期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保 全計画についてはその認定を取り消しましたので、 同条第2項の規定によりこれを通知します。これに より、認定通知書はその効力を失います。

 $1 \sim 3$ 「略]

<u>4</u> [略]

(教示)

「略]

様式第5号(その2) (第10条関係) 認定を取り消す旨の通知書

「略〕

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条 より、認定通知書はその効力を失います。

 $1 \sim 3$ 「略] 所在地

備考 「略]

様式第4号(第9条関係)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又 は維持保全を取りやめる旨の届出書

「略]

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築 | 又は維持保全を取りやめたいので、さいたま市長期 優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第9条 の規定により届け出ます。

- 長期優良住宅建築等計画の(変更)認定番号 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の(変更)認定年月 \exists 年 月 Н

3 · 4 [略]

5 工事種別 新築・増築・改築

6 「略]

備考 [略]

様式第5号(その1) (第10条関係) 認定を取り消す旨の通知書

「略]

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条 の長期優良住宅建築等計画についてはその認定を取 り消しましたので、同条第2項の規定によりこれを 通知します。これにより、認定通知書はその効力を 失います。

 $1 \sim 3$ 「略]

4 工事種別 新築・増築・改築

5 [略]

(教示)

「略]

様式第5号(その2) (第10条関係) 認定を取り消す旨の通知書

「略]

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条 第1項第2号の規定により、申出のあった次の認定│第1項第2号の規定により、申出のあった次の認定 長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持 | 長期優良住宅建築等計画について、その認定を取り 保全計画について、その認定を取り消しましたので、消しましたので、同条第2項の規定によりこれを通 同条第2項の規定によりこれを通知します。これに |知します。これにより、認定通知書はその効力を失 います。

> $1 \sim 3$ [略]

			4	工事種別	新築・	・増築・	· 改築
4	[略]		5	[略]			

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市長期優良住宅の普及 の促進に関する法律施行細則の規定により作成されている様式については、当分の 間、使用することができる。

さいたま市規則第70号

さいたま市職員互助会条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員互助会条例施行規則(平成13年さいたま市規則第31号)の一部 を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(会員の資格)

第3条 条例第2条に規定する会員は、さいたま市 | 第3条 条例第2条に規定する会員は、次に掲げる の職員として埼玉県市町村職員共済組合の組合員 となった日から会員の資格を取得する。

2·3 [略]

(掛金)

- 第5条 会員は、掛金として、次の各号に掲げる会 | 第5条 会員は、掛金として、毎月当該会員に係る 員の区分に応じ、当該各号に定める額(以下「給 料の月額等」という。)の1,000分の5(1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)を、毎月納入しなければならない。この場合に おいて、給料の月額等が、496,000円を超 えるとき又はさいたま市技能職員の給与に関する 規則(平成13年さいたま市規則第40号)別表 第1に定める技能職給料表職務の級1級5号給の <u>給料月額に満たないときは、そ</u>れぞれ当該額をも って給料の月額等とする。
 - (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。 以下「法」という。) 第22条の2第1項第1 号に掲げる職員(法第57条に規定する単純な 労務に雇用される者及び水道局企業職員を除く) である会員 さいたま市会計年度任用職員の 給与及び費用弁償に関する条例(令和元年さい たま市条例第18号)第3条第2項の基本報酬

改正前

(会員の資格)

- 会員の区分に応じ、当該各号に定める日から会員 の資格を取得する。
 - (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第22条の2第1項に規定する会計年度任用職 員である会員 埼玉県市町村職員共済組合の組 合員となった日
 - (2) 前号に掲げる者を除く会員 さいたま市の職 員となった日
- 2 3 「略]

(掛金)

当該月の給料額(以下「給料月額」という。)の 1,000分の5(1円未満の端数が生じたとき は、これを切り捨てる。) を、納入しなければな らない。この場合において、給料月額が、496 , 000円を超える<u>ときは、当該額をもって給料</u> 月額とする。

- の額に月の初日から末日までの期間における勤 務時間数(さいたま市会計年度任用職員の給与 及び費用弁償に関する条例施行規則(令和元年 さいたま市規則第55号)第4条の時間数を含 む。)を乗じて得た額
- (2) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(法第57条に規定する単純な労務に雇用される 者及び水道局企業職員に限る。) である会員 給料等(さいたま市技能職員の給与に関する規 則第7条第3項第1号の給料に同項第2号の地 域手当を加えた額及びさいたま市水道局企業職 員の給与に関する規程(平成13年さいたま市 水道部企業管理規程第28号)第28条第4項 第1号の給料に同項第2号の地域手当を加えた 額をいう。) に月の初日から末日までの期間に おける勤務時間数(さいたま市会計年度任用職 員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第 4条の時間数を含む。)を乗じて得た額
- (3) さいたま市特別職の職員で非常勤のものの報 酬及び費用弁償に関する条例(平成13年さい たま市条例第37号)第1条のさいたま市特別 職の職員で非常勤のものである会員 同条例別 表の報酬の額
- (4) 前3号に掲げる会員以外の会員 給料の月額 (さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給 与の特例に関する条例(平成21年さいたま市 条例第35号) 第7条及び第8条の規定により 算出された額並びにさいたま市特別職の職員で 常勤のものの給与に関する条例(平成13年さ いたま市条例第40号)第3条、さいたま市職 員の給与に関する条例(平成13年さいたま市 条例第42号)第2条、さいたま市技能職員の 給与の種類及び基準に関する条例(平成13年 さいたま市条例第43号)第4条第1項、さい たま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例第2条第1項(さいたま市技能職員 の給与に関する規則第7条第1項及びさいたま 市水道局企業職員の給与に関する規程第28条 第1項の規定によりその例によることとされる 場合を含む。)及びさいたま市水道局企業職員 の給与の種類及び基準に関する条例(平成13 年さいたま市条例第277号)第2条第2項の 給料の月額をいう。)
- 員については、掛金を減額し、又は免除すること ができる。
 - (1) 「略]
 - (2) 3歳に満たない子を養育している会員で、地 方公務員の育児休業等に関する法律第10条第 1項の育児短時間勤務(同法第17条に規定す
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる会 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる会 員については、掛金を減額し、又は免除すること ができる。
 - (1) 「略]
 - (2) 3歳に満たない子を養育している会員で、地 方公務員の育児休業等に関する法律第10条第 1項又は第19条第1項の育児短時間勤務又は

- る短時間勤務を含む。) 又は第19条第1項の 部分休業の承認を受けているもの
- (3) さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(平成13年さいたま市規則第29号)第21条第1項第3号本文<u>(さいたま市技能職員の勤務時間等に関する規則(平成13年さいたま市規則第30号)第3条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)又はさいたま市水道局企業職員就業規程(平成13年さいたま市水道部企業管理規程第23号)第18条第2項第3号の規定の適用を受けている会員</u>
- (4) さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び 休暇に関する規則(令和元年さいたま市規則第 51号)第11条第1項第3号<u>(さいたま市技</u> 能職員の勤務時間等に関する規則第3条及びさ いたま市水道局企業職員就業規程第31条第1 項の規定によりその例によることとされる場合 を含む。) の規定の適用を受けている会員

 $3 \sim 6$ [略]

部分休業の承認を受けているもの

(3) さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に 関する条例施行規則(平成13年さいたま市規 則第29号)第21条第1項第3号本文の規定 の適用を受けている会員

(4) さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び 休暇に関する規則(令和元年さいたま市規則第 51号)第11条第1項第3号の規定の適用を 受けている会員

 $3 \sim 6$ 「略]

附則

さいたま市規則第71号

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正 する規則

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(平成13年さい たま市規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前 (特別休暇)

第21条 条例第15条の規則で定める場合は、次 | 第21条 条例第15条の規則で定める場合は、次 の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号 に定める期間とする。

(1)~(15) 「略]

(16) 職員の配偶者等が出産する場合であってその 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあって は、14週間)前の日から当該出産の日以後1 年を経過する日までの期間にある場合において、 当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達す るまでの子(配偶者等の子を含む。)を養育す る職員が、これらの子の養育のため勤務しない ことが相当であると認められるとき 当該期間 内における5日の範囲内の期間

(17)~(24) 「略]

2 · 3 [略]

(特別休暇)

の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号 に定める期間とする。

 $(1)\sim(15)$ 「略]

(16) 職員の配偶者等が出産する場合であってその 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあって は、14週間)前の日から当該出産の日後8週 間を経過する日までの期間にある場合において 当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達す るまでの子(配偶者等の子を含む。)を養育す る職員が、これらの子の養育のため勤務しない ことが相当であると認められるとき 当該期間 内における5日の範囲内の期間

(17)~(24) 「略↑

2 · 3 [略]

附則

さいたま市規則第72号

さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正す る規則

さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則(令和元年さいたま 市規則第51号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(会計年度任用職員の特別休暇)

第11条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、第11条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、 会計年度任用職員(第9号から第11号までに掲 げる場合にあっては、1週間の勤務日が3日以上 とされている会計年度任用職員又は週以外の期間 によって勤務日が定められている会計年度任用職 員で1年間の勤務日が121日以上であるもので あって、6月以上の任期が定められているもの又 は6月以上継続勤務しているものに限る。) に対 して当該各号に定める期間の有給の休暇を与える ものとする。

(1)~(10) 「略]

(11) 会計年度任用職員の配偶者等が出産する場合 であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の 場合にあっては、14週間)前の日から当該出 産の日以後1年を経過する日までの期間にある 場合において、当該出産に係る子(条例第9条 第1項の規定により子に含まれるものとされる 者を含む。以下同じ。) 又は小学校就学の始期 に達するまでの子(配偶者等の子を含む。次項 第5号において同じ。)を養育する会計年度任 用職員が、これらの子の養育のため勤務しない ことが相当であると認められるとき 当該期間 内における5日(勤務日ごとの勤務時間の時間 数が同一でない会計年度任用職員にあっては、 勤務日1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た 数の時間)の範囲内の期間

(12)~(15) 「略]

 $2\sim4$ 「略]

改正前

(会計年度任用職員の特別休暇)

会計年度任用職員(第9号から第11号までに掲 げる場合にあっては、1週間の勤務日が3日以上 とされている会計年度任用職員又は週以外の期間 によって勤務日が定められている会計年度任用職 員で1年間の勤務日が121日以上であるもので あって、6月以上の任期が定められているもの又 は6月以上継続勤務しているものに限る。) に対 して当該各号に定める期間の有給の休暇を与える ものとする。

(1)~(10) 「略]

(11) 会計年度任用職員の配偶者等が出産する場合 であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の 場合にあっては、14週間)前の日から当該出 産の日後8週間を経過する日までの期間にある 場合において、当該出産に係る子(条例第9条 第1項の規定により子に含まれるものとされる 者を含む。以下同じ。) 又は小学校就学の始期 に達するまでの子(配偶者等の子を含む。次項 第5号において同じ。)を養育する会計年度任 用職員が、これらの子の養育のため勤務しない ことが相当であると認められるとき 当該期間 内における5日(勤務日ごとの勤務時間の時間 数が同一でない会計年度任用職員にあっては、 勤務日1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た 数の時間) の範囲内の期間

(12)~(15) 「略]

「略〕 $2\sim4$

附 則

さいたま市規則第73号

さいたま市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 さいたま市職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成20年さいたま市規則第 22号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(条例第2条の3及び第2条の4の規則で定める 特別の事情)

第4条 条例第2条の3及び第2条の4の規則で定 める特別の事情は、条例第3条第1号から第4号 までに掲げる事情とする。

(条例第2条の3の継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合)

- 第5条 条例第2条の3第3号ウの規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同号ウに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。
 - (1) 条例<u>第2条の3第3号ウ</u>に規定する当該子について、<u>児童福祉法</u>(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
 - (2) 常態として条例<u>第2条の3第3号ウ</u>に規定する当該子を養育している当該子の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するも

(条例第2条の3の継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合)

- 第4条 条例第2条の3第3号イの規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同号イに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。
 - (1) 条例<u>第2条の3第3号イ</u>に規定する当該子について、保育所<u>における保育の実施</u>を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として条例<u>第2条の3第3号イ</u>に規定する当該子を養育している当該子の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するも

の又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該名を委託することができない者に限る。)を含む。以下この項において同じ。)である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア~エ 「略]

(3) 前条に規定する事情に該当した場合

(条例<u>第2条の4第3号</u>の継続的な勤務のために 特に必要と認められる場合として規則で定める場 合)

第6条 前条の規定は、条例<u>第2条の4第3号</u>の規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

- 第7条 育児休業の承認の請求は、任命権者が定める育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月(次に掲げる場合にあっては、2週間)前までに行うものとする。
 - (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条 の2に規定する期間内に育児休業をしようとす る場合
 - (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業法その他の法律の規定による育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされ

の又は児童福祉法<u>(昭和22年法律第164号</u>) 第27条第1項第3号の規定により当該子を 委託されている同法第6条の4第2号に規定す る養子縁組里親若しくは同条第1号に規定する 養育里親である者(児童の親その他の同法第2 7条第4項に規定する者の意に反するため、同 項の規定により、同法第6条の4第2号に規定 する養子縁組里親としてするため、同 する養子縁組里親としてするを含む。以下この現 において同じ。)である配偶者(届出をしない が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含い が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含い が事ま上婚姻関係と同様の事情にある者を含い 期間について常態として当該子を養育する予定 であったものが次のいずれかに該当した場合 ア〜エ 「略]

(条例<u>第2条の4第2号</u>の継続的な勤務のために 特に必要と認められる場合として規則で定める場 合)

第4条の2 前条の規定は、条例第2条の4第2号 の規則で定める場合について準用する。この場合 において、前条中「1歳到達日」とあるのは、「 1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

(育児休業の承認<u>又は期間の延長の承認</u>の請求手 続)

第5条 育児休業の承認又は期間の延長の承認の請求は、任命権者が定める育児休業承認請求書により行い、条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月(条例第2条の3第3号に掲げる場合又は条例第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2週間。以下この項において同じ。)前又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

- た日と当該育児休業法その他の法律の規定によ る育児休業の期間の末日とされた日が異なると きは、そのいずれかの日))以前の日である場
- (3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であっ て、当該請求をする日が当該請求に係る子の1 歳6か月到達日以前の日である場合
- 2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、 その事由を確認する必要があると認めるときは、 当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を 求めることができる。ただし、任期を定めて採用 された職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該 当して育児休業の承認を請求した場合は、この限 りでない。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

- 第8条 育児休業の期間の延長の請求は、任命権者 が定める育児休業承認請求書により行い、条例第 3条第7号に規定する職員が任期を更新されるこ とに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を 除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌 日の1月(次に掲げる育児休業の期間を延長しよ うとする場合にあっては、2週間)前までに行う ものとする。
 - (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条 の2に規定する期間内にしている育児休業(当 該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とさ れる日があることとなるものに限る。)
 - (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当し てしている育児休業
 - (3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育 児休業
- 2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延 長の請求について準用する。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第9条 「略]

2 第7条第2項本文の規定は、前項の規定による 届出について準用する。

第10条 [略]

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手

勤務の承認又は期間の延長の請求について準用す る。

- 2 任命権者は、育児休業の承認又は期間の延長の 承認の請求について、その事由を確認する必要が あると認めるときは、当該請求をした職員に対し て、証明書類の提出を求めることができる。ただ し、非常勤職員が条例第3条第8号に掲げる事情 に該当して育児休業の承認を請求した場合は、こ の限りでない。
- 3 条例第3条第5号の育児休業等計画書は、育児 休業承認請求書と同時に提出するものとする。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出) 第6条 「略]

2 前条第2項本文の規定は、前項の規定による届 出について準用する。

第7条 [略]

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の承認の 請求手続)

第11条 第7条第2項本文の規定は、育児短時間 | 第8条 第5条第2項本文の規定は、育児短時間勤 務の承認又は期間の延長の承認の請求について準 用する。

育児短時間勤務承認請求書と同時に提出するもの とする。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届 出)

第12条 第9条の規定は、育児短時間勤務につい て準用する。

第13条 [略]

第14条 [略]

(部分休業の承認の請求手続)

第15条 [略]

2 第7条第2項本文の規定は、部分休業の承認の 請求について準用する。

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第16条 第9条の規定は、部分休業について準用 第12条 第6条の規定は、部分休業について準用 する。

第17条 [略]

2 条例第11条第6号の育児短時間勤務計画書は、2 条例第11条第6号の育児休業等計画書は、育 児短時間勤務承認請求書と同時に提出するものと

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届

第9条 第6条の規定は、育児短時間勤務について 準用する。

第10条 [略]

第10条の2 [略]

(部分休業の承認の請求手続)

第11条 [略]

2 第5条第2項本文の規定は、部分休業の承認の 請求について準用する。

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

する。

第13条 [略]

附則

さいたま市規則第74号

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部 を改正する規則

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和元年 さいたま市規則第55号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(期末手当)

第18条 「略]

 $2 \sim 6$ [略]

- 7 第5項の在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間(週当たりの勤務時間が15時間30分に満たない職員として在職した期間及び他の条例の規定に基づき市費から支弁される期末手当の算定基礎となる期間を除く。第10項及び第21条第1項において同じ。)とし、その算定に当たっては、次に掲げる期間を除算する。
 - (1) 「略]
 - (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業<u>(次</u>に掲げる育児休業を除く。) をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間
 - ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子 の出生の日からさいたま市職員の育児休業等 に関する条例(平成13年さいたま市条例第 30号)第3条の2に規定する期間内にある 育児休業であって、当該育児休業の承認に係 る期間(当該期間が2以上あるときは、それ ぞれの期間を合算した期間)が1月以下であ る育児休業
 - イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子 の出生の日からさいたま市職員の育児休業等 に関する条例第3条の2に規定する期間内に ある育児休業以外の育児休業であって、当該 育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以

(期末手当)

第18条 [略]

 $2 \sim 6$ [略]

- 7 第5項の在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間(週当たりの勤務時間が15時間30分に満たない職員として在職した期間及び他の条例の規定に基づき市費から支弁される期末手当の算定基礎となる期間を除く。第10項及び第21条第1項において同じ。)とし、その算定に当たっては、次に掲げる期間を除算する。
 - (1) 「略]
 - (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員 (当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である職員を除く。)として在職した期間については、その2分の1の期間

<u>上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である育児休業</u>

(3) [略]

8~10 [略]

(3) [略] 8~10 [略]

附則

さいたま市規則第75号

さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成13年さいたま市規則 第54号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(期末手当の支給を受ける職員)

- 手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれ ぞれの基準日に在職する職員(条例第28条各号 のいずれかに該当する者を除く。) のうち、次に 掲げる職員以外の職員とする。
 - (1)~(5) 「略]
 - (6) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3年法律第110号。以下「育児休業法」とい う。) 第2条の規定により育児休業をしている 職員のうち、さいたま市職員の育児休業等に関 する条例(平成13年さいたま市条例第30号。 以下「育休条例」という。) 第7条第1項に規 定する職員以外の職員

(7) • (8) 「略]

(期末手当に係る在職期間)

第8条 「略]

- 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間 を除算する。
 - (1) 「略]
 - (2) 育児休業法第2条の規定又は育児休業、介護 休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に 関する法律(平成3年法律第76号。以下「育 児介護休業法」という。)第5条若しくは第9 条の2の規定により育児休業(次に掲げる育児 休業を除く。)をしている職員として在職した 期間については、その2分の1の期間
 - ア 当該育児休業の承認又は申出に係る期間の

改正前

(期末手当の支給を受ける職員)

第2条 条例第27条第1項前段の規定により期末 第2条 条例第27条第1項前段の規定により期末 手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれ ぞれの基準日に在職する職員(条例第28条各号 のいずれかに該当する者を除く。) のうち、次に 掲げる職員以外の職員とする。

(1)~(5) 「略]

(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3年法律第110号。以下「育児休業法」とい う。) 第2条の規定により育児休業をしている 職員のうち、さいたま市職員の育児休業等に関 する条例(平成13年さいたま市条例第30号) 第7条第1項に規定する職員以外の職員

 $(7) \cdot (8)$ 「略]

(期末手当に係る在職期間)

第8条 「略]

- 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間 を除算する。
 - (1) 「略]
 - (2) 育児休業法第2条の規定又は育児休業、介護 休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に 関する法律(平成3年法律第76号。以下「育 児介護休業法」という。) 第5条の規定により 育児休業をしている職員(当該育児休業の承認 又は申出に係る期間(当該期間が2以上あると きは、それぞれの期間を合算した期間)が1月 以下である職員を除く。) として在職した期間 については、その2分の1の期間

全部が育児休業法第2条の規定による育児休 業で子の出生の日から育休条例第3条の2に 規定する期間内にあるもの又は育児介護休業 法第9条の2第1項に規定する育児休業であ って、当該育児休業の承認又は申出に係る期 間(当該期間が2以上あるときは、それぞれ の期間を合算した期間)が1月以下である育 児休業

イ 当該育児休業の承認又は申出に係る期間の 全部が育児休業法第2条の規定による育児休 業で子の出生の日から育休条例第3条の2に 規定する期間内にあるもの以外の育児休業又 は育児介護休業法第5条に規定する育児休業 であって、当該育児休業の承認又は申出に係 <u>る期間(当該期間が2以上あるときは、それ</u> ぞれの期間を合算した期間)が1月以下であ る育児休業

 $(3)\sim(6)$ [略]

3 「略]

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第18条 条例第30条第1項前段の規定により勤 勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそ れぞれの基準日に在職する職員(条例第30条第 5項において準用する条例第28条各号のいずれ かに該当する者を除く。) のうち、次に掲げる職 員以外の職員とする。

(1)~(4) 「略]

(5) 育児休業法第2条の規定により育児休業をし ている職員のうち、 育休条例第7条第2項に規 定する職員以外の職員

(勤勉手当に係る勤務期間)

第22条 「略]

- 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間 を除算する。
 - (1) 「略]
 - (2) 育児休業法第2条の規定又は育児介護休業法 第5条若しくは第9条の2の規定により育児休 業(第8条第2項第2号に掲げる育児休業を除 く。)をしている職員として在職した期間

 $(3)\sim(11)$ [略]

「略] 3

 $(3)\sim(6)$ [略]

3 「略]

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第18条 条例第30条第1項前段の規定により勤 勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそ れぞれの基準日に在職する職員(条例第30条第 5項において準用する条例第28条各号のいずれ かに該当する者を除く。) のうち、次に掲げる職 員以外の職員とする。

(1)~(4) 「略]

(5) 育児休業法第2条の規定により育児休業をし ている職員のうち、さいたま市職員の育児休業 等に関する条例第7条第2項に規定する職員以 外の職員

(勤勉手当に係る勤務期間)

第22条 [略]

- 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間 を除算する。
 - 「略] (1)
 - (2) 育児休業法第2条の規定又は育児介護休業法 第5条の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認又は申出に係る期間(当該 期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合 算した期間)が1月以下である職員を除く。) として在職した期間

(3)~(11) [略] 3 「略]

附 則

さいたま市規則第76号

さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険条例施行規則(平成13年さいたま市規則第129号)の 一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前				
(条例附則第13項の規則で定める日)	(条例附則第13項の規則で定める日)				
第34条の4 条例附則第13項の規則で定める日	第34条の4 条例附則第13項の規則で定める日				
は、 <u>令和4年12月31日</u> とする。	は、 <u>令和4年9月30日</u> とする。				

附則

この規則は、公布の日から施行する。